



市 章

大津市公報

平 成 26 年 5 月 1 日
号 外 (第 33 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 78 大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則..... 1
- 79 大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則.....23
- 80 大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則.....28
- 81 大津市景観審議会規則の一部を改正する規則.....28

消 防 局 訓 令

- 4 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程の一部改正.....29

規 則

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則を公布する。

平成26年 5 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第78号

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成26年条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 2 号の規則で定める施設)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める施設は、産業廃棄物の処分の用に供される施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。）とする。ただし、産業廃棄物を排出する者（法第12条第 5 項に規定する中間処理業者を除く。）が当該産業廃棄物を自ら処分するために設置する産業廃棄物処理施設であって、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第 7 条各号に掲げる施設に該当しないもの

産業廃棄物を排出する工場又は事業場の敷地内に設置されるものであって、政令第 7 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号の 2 から第11号までに掲げる施設に該当するもの

(条例第 2 条第 3 号の規則で定める事項)

第 3 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める事項は、産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量。以下同じ。）（10パーセント以上増大する場合に限る。）その他変更を行うことにより生活環境の保全上の見地から支障が生じると市長が認める事項とする。

(条例第 2 条第 7 号の規則で定める利害関係を有する者)

第 4 条 条例第 2 条第 7 号の規則で定める利害関係を有する者は、産業廃棄物処理施設から排出される水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第 2 条第 9 項に規定する生活排水を除く。）が流入する河川（これに接続するかんがい用水路を含む。）の流水を利用する農業者等であって、産業廃棄物処理施設の設置に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある者として市長が認めるものとする。

(条例第 2 条第 8 号の規則で定める者)

第 5 条 条例第 2 条第 8 号の規則で定める者は、前条に定める者が組織する農業組合その他関係団体の代表者とする。

(条例第 5 条第 1 項の規則で定める行為)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項の規則で定める行為は、次に掲げる許可若しくは指定の申請又は届出とする。

法第14条第 6 項、第14条の 2 第 1 項、第14条の 4 第 6 項、第14条の 5 第 1 項又は第15条の 2 の 6 第 1 項の許可の申請

法第14条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項又は法第14条の 5 第 3 項において読

み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）第 10 条の 3 第 2 号の指定の申請

（事業計画書）

第 7 条 条例第 5 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

産業廃棄物処理施設の設置の場所

産業廃棄物処理施設の種類

事業の概要

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

産業廃棄物処理施設の処理能力

産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

産業廃棄物の最終処分場においては、埋立処分の計画及び災害防止のための計画

産業廃棄物の焼却施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。）及び水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設にあっては、焼却灰等の処分方法

廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設及び汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設にあっては、汚泥等の処分方法

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設にあっては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

産業廃棄物の搬入及び搬出の時間並びに方法に関する計画

産業廃棄物処理施設の着工予定年月日及び使用開始予定年月日

その他市長が必要と認める事項

2 条例第 5 条第 1 項の規定による事業計画書の提出は、産業廃棄物処理施設設置事業計画書（様式第 1 号）に、条例第 5 条第 2 項に規定する生活環境影響調査実施計画書のほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

誓約書（様式第 2 号）

産業廃棄物処理施設の周辺の見取図又は位置図（施設の配置がわかるもの）

事業用地の計画平面図

事業用地の公図の写し及び登記事項証明書

事業者が事業用地の所有権原を有しない場合には、使用权原を有することを証する書類

産業廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図

産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

産業廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類

最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあっては、処理工程図

事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

事業者が個人である場合には、住民票の写し

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

（生活環境影響調査実施計画書）

第 8 条 条例第 5 条第 2 項の生活環境影響調査実施計画書は、生活環境影響調査実施計画書（様式第 3 号）によるものとする。

（生活環境影響調査）

第 9 条 生活環境影響調査は、設置しようとする産業廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類を勘案し、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤、生物又は景観に係る事項その他市長が必要と認める事項のうち、関係地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについて行わなければならない。

（関係地域の設定）

第 10 条 市長は、条例第 6 条第 1 項の規定により関係地域を定めるときは、事業用地の周囲の地形、気象、人口、自然環境、土地利用及び交通の状況並びに事業計画書及び生活環境保全対策書の内容等を総合的に勘案するものとする。

（条例第 7 条の規則で定める事項）

第 11 条 条例第 7 条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

事業者の氏名及び名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 産業廃棄物処理施設の種類
 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 産業廃棄物処理施設の処理能力
 縦覧の期間及び場所
 関係住民は事業計画意見書を提出することができる旨
 事業計画意見書の提出先、提出期限及び提出方法
 第 4 条に定める利害関係を有する者がある場合は、その旨

(周知計画書)

第12条 条例第 8 条の周知計画書は、産業廃棄物処理施設設置事業計画周知計画書(様式第 4 号)によるものとする。

(事業計画説明会等)

第13条 事業者は、条例第 9 条第 1 項の規定により事業計画説明会を開催しようとするときは、できる限り、事業計画説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催日時及び開催場所を定めるものとする。

2 事業者は、関係住民から要請があった場合又は事業者が必要と認める場合は、事業計画説明会を開催すべき地域を 2 以上の区域に区分して当該区域ごとに開催することができる。

3 事業者は、事業計画説明会において、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書面及び図面を配布するとともに、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。

4 事業者は、事業計画説明会に参加した者からの質問、要望等に対し、誠意をもって応答しなければならない。

5 事業者は、前項の質問、要望等に対して十分な回答を行うため、必要に応じて補佐する者を同席させることができる。

6 事業者は、事業計画説明会において、関係住民に対し、条例第 10 条第 1 項に規定する事業計画意見書を市長に提出することができる旨並びにその提出先及び提出期限を説明しなければならない。

7 条例第 9 条第 4 項の規定による報告は、事業計画の周知に関する実施状況報告書(様式第 5 号)を、次に掲げる書類及び図面を添付の上、市長に提出して行うものとする。

事業計画説明会で配布し、又は使用した書類及び図面

事業計画説明会の開催以外の方法による事業計画の周知において使用した書類及び図面

前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面等

(事業計画意見書)

第14条 条例第 10 条第 1 項の事業計画意見書は、事業計画意見書(様式第 6 号)によるものとする。

(事業計画見解書)

第15条 条例第 11 条第 1 項の事業計画見解書は、事業計画見解書(様式第 7 号)によるものとする。

2 条例第 11 条第 2 項の規定による事業計画見解書に記載した内容の周知は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

説明会の開催

関係住民への文書の配布又は回覧

3 条例第 11 条第 3 項の規定による報告は、事業計画見解書に係る周知状況報告書(様式第 8 号)を、次に掲げる書類及び図面を添付の上、市長に提出して行うものとする。

事業計画見解書の周知に使用し、又は配布した書類及び図面

前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

4 第 13 条第 1 項から第 3 項までの規定は、第 2 項第 1 号の説明会について準用する。この場合において、同条第 1 項中「条例第 9 条第 1 項」とあるのは「第 15 条第 2 項第 1 号」と、「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、同条第 2 項中「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、同条第 3 項中「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、「事業計画の概要」とあり、及び「事業計画の内容」とあるのは「事業計画見解書に記載した内容」と読み替えるものとする。

(生活環境影響調査結果の報告)

第16条 条例第 12 条第 2 項の規定による報告は、生活環境影響調査結果報告書(様式第 9 号)を、法第 15 条第 3 項に規定する書類又はこれに準ずる書類を添付の上、市長に提出して行うものとする。

(条例第 13 条の規則で定める事項)

第17条 条例第 13 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第 11 条第 1 号から第 6 号までに掲げる事項

関係住民は生活環境影響調査結果意見書を提出することができる旨

生活環境影響調査結果意見書の提出先、提出期限及び提出方法

(生活環境影響調査結果説明会)

第18条 第13条の規定は、条例第14条第1項の生活環境影響調査結果説明会について準用する。この場合において、第13条第1項中「条例第9条第1項」とあるのは「条例第14条第1項」と、「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、同条第2項中「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、同条第3項中「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、「事業計画の」とあるのは「生活環境影響調査結果の」と、同条第4項中「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、同条第6項中「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、「条例第10条第1項に規定する事業計画意見書」とあるのは「条例第15条第1項に規定する生活環境影響調査結果意見書」と、同条第7項中「条例第9条第4項」とあるのは「条例第14条第4項」と、「事業計画の周知に関する実施状況報告書(様式第5号)」とあるのは「生活環境影響調査結果の周知に関する実施状況報告書(様式第10号)」と、「事業計画説明会」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会」と、「による事業計画」とあるのは「による生活環境影響調査結果」と読み替えるものとする。

(生活環境影響調査結果意見書)

第19条 条例第15条第1項の生活環境影響調査結果意見書は、生活環境影響調査結果意見書(様式第11号)によるものとする。

(生活環境影響調査結果見解書)

第20条 条例第16条第1項の生活環境影響調査結果見解書は、生活環境影響調査結果見解書(様式第12号)によるものとする。

2 条例第16条第2項の規定による生活環境影響調査結果見解書に記載した内容の周知は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

説明会の開催

関係住民への文書の配布又は回覧

3 条例第16条第3項の規定による報告は、生活環境影響調査結果見解書に係る周知状況報告書(様式第13号)を、次に掲げる書類及び図面を添付の上、市長に提出して行うものとする。

生活環境影響調査結果見解書の周知に使用し、又は配布した書類及び図面

前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

4 第13条第1項から第3項までの規定は、第2項第1号の説明会について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第9条第1項」とあるのは「第20条第2項第1号」と、「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、同条第2項中「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、同条第3項中「事業計画説明会」とあるのは「説明会」と、「事業計画の概要」とあり、及び「事業計画の内容」とあるのは「生活環境影響調査結果見解書に記載した内容」と読み替えるものとする。

(事業計画書等の変更の届出)

第21条 条例第19条第1項の規定による事業計画書等の内容の変更の届出は、産業廃棄物処理施設設置事業計画書等変更届(様式第14号)を市長に提出して行うものとする。

2 条例第19条第2項の規則で定める変更は、公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更とする。

3 条例第19条第4項の規定による周知計画書の内容の変更の届出は、産業廃棄物処理施設事業計画周知計画書変更届(様式第15号)を市長に提出して行うものとする。

(廃止届)

第22条 条例第20条第1項の規定による事業計画の廃止の届出は、産業廃棄物処理施設設置事業計画廃止届(様式第16号)を市長に提出して行うものとする。

(あっせん)

第23条 条例第21条第1項の規定によるあっせんの申請は、産業廃棄物処理施設設置事業計画に係るあっせん申請書(様式第17号)によるものとする。

2 市長は、条例第21条第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

3 市長は、あっせんを行うに当たり、当事者に出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

(生活環境保全誓約書)

第24条 条例第23条の生活環境の保全に関する誓約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

始業及び終業の時間並びに搬出入の時間帯

周辺地域の生活環境に及ぼす影響及びその対策

事故時の対応策

その他生活環境の保全上の見地から市長が特に必要と認める事項

(公表)

第25条 条例第25条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

産業廃棄物処理施設の設置の場所

違反の事実及び勧告の内容

公表に至った経緯

(書類等の提出部数)

第26条 条例及びこの規則の規定により、市長に提出しなければならない書類の提出部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。ただし、市長は、必要に応じて副本の提出部数を増減することができる。

様式第1号から第3号まで及び様式第9号(添付書類及び図面を含む。) 正本1部及び副本3部

前号に掲げる様式以外の様式(添付書類及び図面を含む。) 正本1部及び副本1部

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

産業廃棄物処理施設設置事業計画書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画書を提出します。

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所	
2 産業廃棄物処理施設の種類	
3 事業の概要	
4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
5 産業廃棄物処理施設の処理能力 (産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	
6 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
7 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	
8 埋立処分の計画及び災害防止のための計画 (産業廃棄物の最終処分場の場合に限る。)	
9 焼却灰等の処分方法 (産業廃棄物の焼却施設等の場合に限る。)	
10 汚泥等の処分方法 (廃油の油水分離施設等の場合に限る。)	
11 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法 (廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設の場合に限る。)	
12 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間並びに方法に関する計画	
13 産業廃棄物処理施設の着工予定年月日及び使用開始予定年月日	着工予定年月日 年 月 日 使用開始予定年月日 年 月 日
備考	記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

添付書類

- 誓約書 (様式第 2 号)
- 生活環境影響調査実施計画書 (様式第 3 号)
- 産業廃棄物処理施設の周辺の見取図又は位置図 (施設の配置がわかるもの)
- 事業用地の計画平面図
- 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書
- 事業者が事業用地の所有権原を有しない場合には、使用权原を有することを証する書類
- 産業廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- 産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 産業廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあっては、処理工程図
- 事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 事業者が個人である場合には、住民票の写し
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

様式第 2 号 (第 7 条関係)

誓 約 書

(宛先)

大津市長

住所

氏名 印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

私は、大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、信義に従い誠実に手続を履行すること、提出する書類及び図面に虚偽又は不正がないことを固く誓約します。

様式第 3 号 (第 8 条関係)

生活環境影響調査実施計画書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、生活環境影響調査実施計画書を提出します。

1 実施計画

調査事項	調査範囲	調査方法
1 大気に係る事項		
2 水質に係る事項		
3 騒音に係る事項		
4 振動に係る事項		
5 悪臭に係る事項		
6 土壌に係る事項		
7 地盤に係る事項		
8 生物に係る事項		
9 景観に係る事項		
10 その他市長が必要と認める事項		

2 上記のうち調査を実施しない事項及びその理由

調査を実施しない事項	理 由

様式第 4 号 (第 12 条関係)

産業廃棄物処理施設設置事業計画周知計画書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 8 条の規定に基づき、周知計画書を提出します。

事業計画書提出年月日		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
説明会に関する事項	開催予定日時	
	開催予定場所	
	開催の周知方法	
	対象地域	
	配布する書類又は図面	
その他の周知方法に関する事項	周知方法	
	対象地域	
	配布する書類又は図面	

様式第 5 号 (第 13 条関係)

事業計画の周知に関する実施状況報告書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、事業計画の周知に関する実施状況を報告します。

事業計画書提出年月日		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	対象地域	
	参加人数	
	内容及び意見の集約並びに今後の対応	
その他の周知方法に関する事項	周知時期	
	周知方法	
	対象地域	
	周知の内容及び意見の集約並びに今後の対応	

様式第 6 号 (第 14 条関係)

事業計画意見書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

関係住民 住所

氏名

印

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

意見の対象となる事業者の氏名又は名称	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
意見の区分	大 気 ・ 水 質 ・ 騒 音 ・ 振 動 ・ 悪 臭 土 壌 ・ 地 盤 ・ 生 物 ・ 景 観 ・ そ の 他

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限る。)

様式第 7 号 (第 15 条関係)

事業計画見解書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、事業計画意見書に対する見解書を提出します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
意見の要旨	
意見に対する見解	

様式第 8 号 (第 15 条関係)

事業計画見解書に係る周知状況報告書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 11 条第 3 項の規定に基づき、事業計画見解書に係る周知状況を報告します。

事業計画書提出年月日		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
周知に関する事項	周 知 時 期	
	周 知 方 法	
	対 象 地 域 (説明会の場合は、対象地域及び開催場所)	
	そ の 他 (説明会の場合は、参加人数)	
	周知 (説明会) の内容及び意見の集約並びに今後の対応	

様式第 9 号 (第 16 条関係)

生活環境影響調査結果報告書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、生活環境影響調査の結果を報告します。

調査事項	実施時期	調査結果
1 大気に係る事項	年 月 日から 年 月 日まで	
2 水質に係る事項	年 月 日から 年 月 日まで	
3 騒音に係る事項	年 月 日から 年 月 日まで	
4 振動に係る事項	年 月 日から 年 月 日まで	
5 悪臭に係る事項	年 月 日から 年 月 日まで	
6 土壌に係る事項	年 月 日から 年 月 日まで	
7 地盤に係る事項	年 月 日から 年 月 日まで	
8 生物に係る事項	年 月 日から 年 月 日まで	
9 景観に係る事項	年 月 日から 年 月 日まで	
10 その他市長が必要と認める事項	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第10号 (第18条関係)

生活環境影響調査結果の周知に関する実施状況報告書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条第4項の規定に基づき、生活環境影響調査結果の周知に関する実施状況を報告します。

事業計画書提出年月日		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	対象地域	
	参加人数	
	内容及び意見の集約並びに今後の対応	
その他の周知方法に関する事項	周知の時期及び方法	
	対象地域	
	周知の内容及び意見の集約並びに今後の対応	

様式第11号 (第19条関係)

生活環境影響調査結果意見書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

関係住民 住所

氏名

印

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

意見の対象となる事業者の氏名又は名称	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
生活環境影響調査結果の項目	大 気 ・ 水 質 ・ 騒 音 ・ 振 動 ・ 悪 臭 土 壤 ・ 地 盤 ・ 生 物 ・ 景 観 ・ そ の 他

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限る。)

様式第12号(第20条関係)

生活環境影響調査結果見解書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号() -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第16条第1項の規定に基づき、生活環境影響調査結果意見書に対する見解書を提出します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
意見の要旨	
意見に対する見解	

様式第13号 (第20条関係)

生活環境影響調査結果見解書に係る周知状況報告書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第16条第3項の規定に基づき、生活環境影響調査結果見解書に係る周知状況を報告します。

事業計画書提出年月日		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
周知に関する事項	周 知 時 期	
	周 知 方 法	
	対 象 地 域 (説明会の場合は、対象地域及び開催場所)	
	そ の 他 (説明会の場合は、参加人数)	
	周知 (説明会) の内容及び意見の集約並びに今後の対応	

様式第14号 (第21条関係)

産業廃棄物処理施設設置事業計画書等変更届

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

事業計画書等の内容を変更したいので、大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第19条第1項の規定に基づき、届け出ます。

事業計画書提出年月日		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
変更に係る事項	変更前	変更後

様式第15号 (第21条関係)

産業廃棄物処理施設設置事業計画周知計画書変更届

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

周知計画書の内容を変更したいので、大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第19条第4項の規定に基づき、届け出ます。

事業計画書提出年月日		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
周知計画書提出年月日		
変更に係る事項	変更前	変更後

様式第16号 (第22条関係)

産業廃棄物処理施設設置事業計画廃止届

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

事業計画を廃止したいので、大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第20条第1項の規定に基づき、届け出ます。

事業計画書提出年月日	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
事業計画廃止年月日	
事業計画廃止の理由	

様式第17号 (第23条関係)

産業廃棄物処理施設設置事業計画に係るあっせん申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第21条第 1 項の規定に基づき、あつせんで申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
紛争の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
あつせんで申請する理由	
交渉経過の概要	

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 5 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第79号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則(昭和49年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出し及び同条第1項中「第8号」を「第9号」に改める。

第2条の3第2号中「、ウ若しくはオからキまで」を「若しくはエ」に改める。

第2条の4第1項第2号中「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

第3条第3項中「第2条第1項第6号及び第7号」を「第2条第1項第7号及び第8号」に改める。

第4条中「同項第7号」を「同項第8号」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

第13条第1項中「第5条第3項」の次に「又は第6条」を加え、「支払い」を「支払」に、「1か月ごとに当該月の翌月15日までに、前条第1号に該当する場合は様式第3号、前条第2号に該当する場合は様式第4号による医療費支給申請書を」を「医療費支給申請書(様式第3号)に当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第14条第1項を削り、同条第2項中「当該保険者」を「保険者」に改め、同項を同条とする。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条、第 6 条関係)

福 祉 医 療 費 受 給 券 交 付 ・ 再 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

次のとおり福祉医療費受給券の交付・再交付を申請します。なお、交付・再交付に当たり、受給申請時及び受給期間中に助成対象者、配偶者及び扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格に係る項目について調査・確認することに同意します。

また、加入医療保険から高額療養費又は附加給付金を支給されたときは、先に大津市が医療機関等に支払った高額療養費又は附加給付金に相当する額を大津市の指定する方法により返還します。



申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

助 成 区 分	障害者(身体・知的・心身・精神)・低所得・母子・父子・寡婦・高齢寡婦		
助 成 対 象 者	フリガナ		男・女
	氏 名		年 月 日生
	住 所	申請者住所に同じ	
	転入年月日 転入のときのみ記入	年 月 日	前住所地 県内・県外
	身障手帳番号 療育手帳番号 精神手帳番号 自立支援医療費受給者番号	(身)第 号 種 級 (年 月 日交付) (療)第 号(A1、A2、B1、B2) (年 月 日交付) (精)第 号 級 (年 月 日交付) (通)第 号 (年 月 日交付) 各種手帳・自立支援医療受給者証の写しも添付してください。	
御 加 入 の 健 康 保 険	記 号 ・ 番 号	(記号) (番号)	助成対象者の 資格取得年月日 年 月 日取得
	被 保 険 者 氏 名 (生年月日)	申請者氏名に同じ (年 月 日生)	被 保 険 者 住 所 申請者住所に同じ
	保 険 者 番 号	保 険 者 名 称	大津市国保 滋賀県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会 支部 (その他)

配偶者と扶養義務者欄は、助成対象者と同一世帯に属しない場合のみ御記入ください。

配 偶 者 氏 名	生年月日	年 月 日	住 所
扶 養 義 務 者 氏 名	生年月日	年 月 日	住 所

注意事項

- 1 助成対象者本人、配偶者、扶養義務者の所得が大津市で確認できない場合は、その方の住民税課税(非課税)証明書が必要です。
- 2 申請者本人が署名する場合は、押印は不要です。
- 3 附加給付とは、御加入の健康保険が健康保険法等に基づく保険給付に独自に上乗せしているものをいいます。

市記入欄

受 給 券 番 号		自己負担	母子自立支援員 確認印 入 力 印
認 定 事 由 ・ 年 月 日		年 月 日	
有 効 期 限		年 月 日	
交 付 年 月 日		年 月 日	

様式第 1 号の 2 (第 3 条、第 6 条関係)

福 祉医療費受給券 交付・再交付 申請書 (乳幼児・子ども医療用)

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

次のとおり、福祉医療費受給券の交付(更新)・再交付を申請します。なお、交付(更新)・再交付に当たり、受給申請時及び受給期間中に、助成対象者の保護者の所得・税額等の状況、助成対象者の属する世帯の構成・異動状況並びに助成対象者の障害等級等受給資格に係る項目について調査・確認することに同意します。

また、加入医療保険から高額療養費又は附加給付金を支給されたときは、先に大津市が医療機関等に支払った高額療養費又は附加給付金に相当する額を大津市の指定する方法により返還します。



申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

助成対象者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏 名			男・女	年 月 日生
	住 所	申請者住所と同じ			
保 護 者	転入年月日 <small>転入のときのみ記入</small>	年 月 日	前住所地	県内 ・ 県外	
	氏 名			男・女	年 月 日生
御加入の健康保険	住 所	申請者住所と同じ			助成対象者との続柄
	記号・番号	(記号)	(番号)	助成対象者の資格取得年月日	年 月 日取得
保 険 者 番 号	被保険者氏名 (生年月日)	申請者氏名と同じ (年 月 日生)		被 保 険 者 住 所	申請者住所と同じ
	保 険 者 番 号			保 険 者 名 称	大津市国民健康保険 全国健康保険協会 _____ 支部 (その他) _____

注意事項

- 健康保険証を御持参ください。
- 保護者欄には児童手当受給者を、受給されていない場合は主たる生計維持者を御記入ください。
- 乳幼児の保護者が転入者の場合は前住所地の、大津市外にお住まいの場合は住所地の市町村が発行する住民税課税(非課税)証明書が必要です。
- 保護者本人が署名する場合は、押印は不要です。
- 附加給付とは、御加入の健康保険が健康保険法等に基づく保険給付に独自に上乘せしているものをいいます。

市記入欄

受 給 券 番 号	40	乳 県・乳 市・子 ども	入 力 印
認 定 事 由・年 月 日		年 月 日	
有 効 期 限		年 月 日	
交 付 年 月 日		年 月 日	

様式第 2 号の 3 (表) 中

「

高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による一部負担金等が必要です。

を

」

「

自己負担割合

に改め、同様式 (裏)

」

中「ただし、」の次に「健康保険法又は」を加える。

様式第 2 号の 5 中「あて先」を「宛先」に改め、「担当のひとり親家庭福祉推進員又は民生委員 (母子、父子のみ記載) 」を削り、「所得証明書」を「住民税課税 (非課税) 証明書」に、「年度所得証明書」を「年度住民税課税 (非課税) 証明書」に改める。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 13 条関係)

医療費支給申請書

(宛先) 大津市長 年 月 日



申請者 住所 氏名 電話番号

次のとおり医療費を申請します。なお、医療費の支給に必要な範囲で、助成対象者の医療費・受診状況、健康保険からの給付の支給状況等について照会・確認することに同意します。

Application form grid with fields for recipient, insurance, bank details, and signature.

注意事項

- 1 患者氏名、診療日、保険点数... 2 申請者の氏名の欄... 3 医療費の支給は、申請月から約3か月後になります。

市記入欄

Table with 5 columns: 診療期日, 区分, 保険診療総点数又は総額, 一部負担金, 備考

Summary table with 9 columns: 診療月, 診療総点数, 給付割合, 一部負担金, 高額療養費, 附加給付, 自己負担金, 助成額

様式第 4 号を削り、様式第 5 号を様式第 4 号とし、様式第 6 号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 様式第 2 号の 3 の改正規定 平成26年 8 月 1 日
 第 2 条の 2 の見出し及び同条第 1 項の改正規定、第 2 条の 3 第 2 号、第 2 条の 4 第 1 項第 2 号、第 3 条第 3 項及び第 4 条の改正規定並びに第13条第 1 項の改正規定（同項中「支払い」を「支払」に、「1 か月分ごとに当該月の翌月15日までに、前条第 1 号に該当する場合は様式第 3 号、前条第 2 号に該当する場合は様式第 4 号による医療費支給申請書を」を「医療費支給申請書（様式第 3 号）に当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して」に改める部分を除く。） 平成27年 1 月 1 日
- 2 改正前の大津市医療費助成条例施行規則様式第 1 号、様式第 1 号の 2、様式第 3 号、様式第 4 号及び様式第 6 号の規定による医療費受給券交付申請書、医療費支給申請書及び附加給付金返還確約書は、改正後の大津市医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年 5 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第80号

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則（昭和58年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表第 4 条の項中「同項第 7 号」を「同項第 8 号」に改め、同表中

「

第12条及び第13条第 1 項	条例第 5 条第 3 項	大津市老人福祉医療費助成条例第 5 条第 3 項	を
-----------------	--------------	--------------------------	---

」

「

第12条	条例第 5 条第 3 項	大津市老人福祉医療費助成条例第 5 条第 3 項	に改め、
第13条第 1 項	条例第 5 条第 3 項又は第 6 条	大津市老人福祉医療費助成条例第 5 条第 3 項	

」

同表第14条第 1 項の項を削る。

様式第 1 号（表）中

「

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等が必要です。	を
-----------------------------------	---

」

「

自己負担割合		に改め、同様式
--------	--	---------

」

（裏）中「ただし、」の次に「健康保険法又は」を加える。

様式第 2 号中「あて先」を「宛先」に、「所得証明書」を「住民税課税（非課税）証明書」に、「年度所得証明書」を「年度住民税課税（非課税）証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第 2 条の表第14条第 1 項の項を削る改正規定及び様式第 2 号の改正規定 公布の日
- 様式第 1 号の改正規定 平成26年 8 月 1 日

大津市景観審議会規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年 5 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第81号

大津市景観審議会規則の一部を改正する規則

大津市景観審議会規則(平成25年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(専門部会)

第 7 条 会長は、専門の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会の委員の互選により定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 局 訓 令**大津市消防局訓令第 4 号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程(平成24年消防局訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

平成26年 5 月 1 日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第 2 条及び第 3 条中「次長」を「消防部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 5 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。